

一般財団法人港区国際交流協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人港区国際交流協会（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 財団は、東京都港区を基点として、あらゆる人々の国際的理解と友好交流関係を通じて、多文化共生社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域における日本人と外国人の相互理解と日常的な交流及び支援の推進
- (2) 外国人支援及び国際交流に関する広報及び調査・研究
- (3) 関係機関・団体・企業との連絡、協力、提携、援助
- (4) 港区又は他の公共的団体及び企業等の委託事業
- (5) その他、外国人支援及び国際交流の推進に必要な事業

第3章 財産及び会計等

(財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は、以下のとおりとする。

氏名 見上 良也

住所 東京都世田谷区下馬五丁目27番11号

財産 現金 価額 3,000,000円

(基本財産)

第6条 財団の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、財団の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の第19条第2項の決議を経るものとする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を得な

なければならない。

2 前項の規定は、財団の事業計画又は収支予算を変更しようとする場合についても準用する。

(暫定予算)

第8条 第7条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立が見込まれる日までの暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収支及び支出は、あらたに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業年度)

第9条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第10条 財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(附属明細書を含む。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 財団に評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第14条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後2か月以内に年1回開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集及び議長)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、2名までを副理事長、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、代表理事として、理事会の中から互選により選任する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会の中から互選により選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事長は、財団を代表し、財団の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、財団の日常業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、財団の業務を議決する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、この財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職責を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副理事長及び常務理事の選定及び解任

(招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が毎年度4か月を超える間隔で年2回招集し、臨時理事会は必要がある場合に召集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第34条 この財団は、基本財産の滅失により財団の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由が生じた場合は解散する。

- 2 前項の規定により財団が解散したときは、残余財産を東京都港区に寄付するものとする。

(剰余金の分配)

第35条 財団が清算する場合において有する剰余金は、評議員会の決議により、財団と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 財団は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告)

第36条 財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第37条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、財団の運営に必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決定によって選任する。

2 財団の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選任する。

3 設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立した日から平成21年3月31日までとする。

以上、一般財団法人港区国際交流協会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成20年12月1日

設立者 見上 良也

附則

1 この定款は、令和5年10月5日から施行する。

2 この定款は、令和8年5月25日から施行する。